

# 平成18年度10月入学者入学料免除・徴収猶予 及び後期分授業料免除・徴収猶予の出願について

## 1. 平成18年度10月入学者の入学料免除及び徴収猶予について

### (1) 出願資格者

#### ○入学料免除

本学の入学許可者（研究生・聴講生等は除く）で以下のいずれかに該当する者。

ア）経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。

（大学院入学許可者のみ）

イ）入学前の1年以内において学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という）が死亡し、又は出願者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者。

ウ）その他、やむを得ない事情があると認められる者。

#### ○入学料徴収猶予

本学の入学許可者（研究生、聴講生等は除く）で、上記ア）（但し学部、大学院生共）、イ）、ウ）、いずれかに該当する者。

### (2) 願書配布・出願期間（教養学部・総合文化研究科・数理科学研究科は除く）

願書配布：7月10日（月）～入学学部・大学院の入学手続期間最終日  
（土・日・祝日は除く）

学生部生活支援課奨学チーム及び入学学部・大学院の事務室で配布

出願期間：入学学部・大学院の入学手続期間と同じ  
（土・日・祝日は除く）

受付時間：9:00～17:30

受付場所：学生部生活支援課奨学チーム（安田講堂1階学生部センター）

### ※ 注意事項

- (1) 入学料免除及び徴収猶予の出願は必ず入学手続の前に行い、受理票を受け取った後、入学手続を行ってください。
- (2) 入学料免除・徴収猶予申請者は、選考結果の可否が決定されるまで入学料を納入しないでください。申請者が、結果が出る前に納入した場合には出願資格がなくなるので注意してください。
- (3) 出願期間を過ぎたものはいかなる理由があっても受け付けないので注意してください。
- (4) 次の学部・研究科に入学予定学生は上記の願書配布・出願期間及び出願場所が異なるので、それぞれの担当部署に問い合わせてください。

教養学部・総合文化研究科・・・教養学部等学生支援課奨学資金係  
数理科学研究科・・・・・・・・・・教養学部等学生支援課奨学資金係・数理科学教務係

## 2. 平成18年度後期分授業料免除及び徴収猶予について

### (1) 出願資格者

本学の学生（研究生・聴講生等は除く）で以下のいずれかに該当する者。

- ア) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。
- イ) 授業料の納付前6ヶ月以内（新入生については入学前1年以内）において学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という）が死亡し、又は出願者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者。
- ウ) その他、やむを得ない事情があると認められる者。

### (2) 願書配布・出願期間（教養学部・総合文化研究科・数理科学研究科は除く）

願書配布：7月10日（月）～9月29日（金）

学生部生活支援課奨学チーム及び所属学部・大学院の事務室で配布

出願期間：

- 在学生（平成18年9月現在で学部3年生以上、修士・博士1年生以上の者）  
7月10日（月）～9月29日（金）
- 平成18年度10月入学者

入学学部・大学院の入学手続期間～9月29日（金）

受付時間：9:00～17:30

受付場所：学生部生活支援課奨学チーム（安田講堂1階学生部センター）

※土曜日・日曜日・祝日及び8月14日・15日は業務を行っておりません。

### ※ 注意事項

- (1) 授業料免除・徴収猶予申請者は、選考結果の可否が決定されるまで支払いが猶予されます。（口座引落登録者も引落が猶予されます）  
出願者が、結果が出る前に納入した場合には出願資格がなくなるので注意してください。
- (2) 出願期間を過ぎたものは、いかなる理由があっても受け付けないので注意してください。
- (3) 次の学部・研究科に所属する学生は上記の願書配布・出願期間及び出願場所が異なるので、それぞれの担当部署にお問い合わせください。

教養学部・総合文化研究科・・・教養学部等学生支援課奨学資金係

数理科学研究科・・・・・・・・・・教養学部等学生支援課奨学資金係・数理科学教務係

入学料免除・徴収猶予及び授業料免除・徴収猶予に関する問い合わせは  
学生部生活支援課奨学チーム授業料免除担当（03-5841-2547,2548）まで。

平成18年6月30日  
学生部生活支援課